

宇都宮市告示第239号

宇都宮市土地区画整理事業保留地処分抽せん参加申込要綱（令和2年告示第333号）の全部を次のように改正し、令和3年6月30日から適用する。

令和3年6月30日

宇都宮市長 佐藤 栄一

宇都宮市土地区画整理事業保留地処分要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇都宮市土地区画整理事業保留地処分規則（以下「規則」という。）

第34条の規定に基づき、保留地の処分方法について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 付保留地 従前の宅地に建築物があり、減歩によって既存の建築物が収容できない場合又は小規模宅地の換地を適正規模に保つ必要がある場合等、隣接する所有者に対し随意契約により処分できる保留地をいう。

(2) 隣接（地先）保留地 前号に掲げるものを除くほか、公売保留地として処分することが不相当と施行者が認める保留地をいう。

（抽せん参加者の資格）

第3条 規則第2条第3項に規定する市長が定める資格は、抽せんの参加の目的が保留地の譲渡でない者であつて、かつ、抽せんに参加しようとする土地区画整理事業地区においてこれまで保留地（付保留地及び隣接（地先）保留地を除く。）の権利を取得したことがない者とする。

（権利譲渡の禁止）

第4条 抽せんによる当せん者として市と契約した者（以下「契約者」という。）は、契約を締結した日から規則第31条第2項に規定する所有権移転登記が完了するまでの間は、買い受けた保留地を譲渡することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、施行者の承認を得たときは、この限りでない。

(1) 契約者が死亡又は解散したことにより権利譲渡が必要となるとき。

- (2) 契約者が破産したことにより権利譲渡が必要となるとき。
 - (3) 契約者及び施行者と保留地担保協定を締結している金融機関が、その協定に基づき譲渡担保権を行使したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、施行者が特にやむを得ないと認めたとき。
- 2 前項の規定により施行者の承認を得ようとする者は、権利譲渡承認申請書を施行者に提出しなければならない。
- 3 施行者は、前項の規定による申請を受けた場合は、権利譲渡承認書又は権利譲渡不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。